

「枚方市児童相談所設置基本計画（案）」についての

パブリックコメント（結果公表）

「枚方市児童相談所設置基本計画（案）」についてのパブリックコメントにつきまして、市民の皆さまからご意見をいただき、ありがとうございました。

お寄せいただきましたご意見と、ご意見に対する本市の考え方を以下のとおり公表します。

意見募集期間	令和7年12月12日～令和8年1月8日
公表意見提出者数	15人
公表意見数	36件

※1枚の意見提出用紙に複数の意見を記入されている場合は、意見ごとに1件としています。

	ご意見の要旨	枚方市の考え方
1	児童相談所、児童養護施設、まるっとこどもセンターの各施設について、役割分担、施設の違いをわかりやすい言葉やイラストで市民に伝えるべき。枚方市にとって、重要不可欠な施設（施策）なので、市民に正しく理解してもらえるように広報などで周知してほしい。	<p>P45（4）社会的養育の基盤づくり に下線部を追記します。</p> <p>本市において、毎年度新たに施設入所・里親委託を必要とする子どもは約40人程度であることから、一時保護の長期化を防ぎ、必要なタイミングでできる限り市内の施設や里親家庭で生活できるよう、社会的養育体制の確保方策を示す、「枚方市社会的養育推進計画」を策定する予定です。</p> <p><u>また、児童相談所とまるっとこどもセンター、児童養護施設を含む社会的養育の役割について、市民等に理解され、協力していただけるよう、広報啓発等にも取り組みます。</u></p>
2	現在の大阪府立香里丘高校と枚方市立第二中学校を廃校にし、跡地を最重度知的障害者矯正施設を兼ねた障害者・児童相談所にしてほしい。	児童相談所については一時保護施設を併設するものとし、建設計画地としては、旧中宮北小学校跡地としておりますので、ご理解くださいますようお願いいたします。

3	枚方市独自の児童相談所を開設するということが、人的資産に余裕はあるのか。結局、国や府の下部組織または、法定受託事務となり、府としても市としても事務が増えるだけという結果にならないのか。	本市が設置する児童相談所は、大阪府の所管ではなく、枚方市の組織として位置付けられます。現在、枚方市を含めた北河内7市を管轄するのは、寝屋川市にある大阪府中央子ども家庭センター（児童相談所）であり、本市が児童相談所を設置した時点で、枚方市は大阪府中央子ども家庭センターの管轄から外れることとなります。児童相談所の運営に必要な職員については、児童相談所開設までに確保する考えです。
4	開設予定の児童相談所には、昼夜問わず連絡して助けを求められるのか。困った時に夜間でも助けを求めて訪れても助けてもらえる仕組みだと心強い。	本市が設置する児童相談所において、24時間365日、虐待通告や児童相談を受け対応する体制を構築します。
5	親の同意がなくても子どもを一時避難させられる権利が児童福祉司にはないのか。	児童相談所長が一時保護を行うときは、「親権者等の同意がある場合」「親権者等がない場合」「一時保護を開始した日から7日以内に解除した場合」を除いて、一時保護を開始した日から7日以内又は事前に、裁判官に一時保護状を請求しなければなりません。一時保護状の請求を受けた裁判官は、明らかに一時保護の必要がないと認めるときを除き、一時保護状を発付することとなっています。
6	虐待防止の為にポスターを駅やスーパーなどに貼り、市民に広く知ってもらう啓発運動も必要。	ご意見のとおり、虐待を受けた子どもの保護と保護者への支援とともに、虐待の未然防止も重要であるため、一体的な取り組みを進めてまいります。
7	虐待を受けている児童の救済の次に、その保護者も含め心理的、経済的に救済しなければ、根本的な解決は望めないのではないのか。	
8	安心して相談できる施設にするため専門の職員を置いてほしい。	P44(2)子どもの権利擁護 ②子どもの意見表明等支援 に下線部を変更・追記します。 子どもの意見表明権の保障を目的に、子

		<p>ども自身が実現したいことを考え、周囲に<u>説明（セルフアドボカシー）</u>できるように、<u>子どもの状況を理解して関われる、相談しやすい職員を育成するとともに、支援する意見表明等支援員（アドボケイト）と協働できるよう、民間団体等との連携を検討します。</u></p>
9	職員には守秘義務、カウンセリングの手法などを必ず講習してから配置してほしい。	<p>児童相談所には、児童福祉司や児童心理司などの専門職を配置する予定であり、設置の前後に関わらず必要な職員研修を行いながら運営してまいります。</p>
10	男性だけ、女性だけではなくバランスよく職員を配置してほしい。	<p>職員の配置についてはご意見を踏まえ、今後検討してまいります。</p>
11	地域連携、子育てサポーターとの連携にも重点を置いてほしい。	<p>地域連携については子育てサポーターとの連携も含めた市内にある地域資源を最大限に活用して、迅速かつきめ細やかで一貫した支援体制を構築してまいります。</p>
12	<p>一時保護施設について、1ユニット6人の男子2ユニット、女子2ユニットの合計24人を保護できると思うが、保護する人数が現在の規定人数を超えてしまった場合の居室の確保や規定人数を超える保護が必要になった場合はどのように対処するのか。職員配置や募集人数に決まりがあると思うが、一時保護施設を大きくする、もしくは分園として近隣に作るの難しいか。</p>	<p>一時保護施設の定員については、過去の実績を踏まえて設定しております（基本計画22ページ参照）。現時点では一時保護施設の増設及び分園については検討しておりませんのでご理解いただきますようお願いいたします。</p>
13	<p>もし満床になり、1人部屋に2人保護することや、2人部屋に3人保護するとなると、子どものプライバシーや子どもの権利が脅かされるのではないか。</p>	<p>一時保護施設で生活する子どものプライバシーについては最大限尊重して運営します。</p>
14	<p>長期一時保護や施設入所に時間がかかり、学習保障の面でも心配なところがある。学校への送迎もあると思うが、子どもへの心理的配慮等もあると思うので、一時保護施設内で学習保障をできるともつといい。</p>	<p>子どもの学習支援については、子どもの希望を尊重しつつ、在籍校に通学できるように登校支援を行う、または、一時保護施設内で適切な学習支援が受けられるよう、環境を整備します。</p>

15	<p>児相の業務の中に非行児童への対応があるが、当該児童が家庭裁判所に送致されると児相の関与が途切れてしまうケースがある。当該基本計画の基本方針の切れ目のない総合的・重層的支援の一端に、矯正施設及び更生保護官署といった国の機関との連携を検討してほしい。例えば、</p> <p>P29 「(3) 児童相談所・まるっとこどもセンターと関係機関・団体の連携」に、「少年院・少年鑑別所・保護観察所」を追記。要保護児童対策協議会の常任メンバーではないが、個別の連携先として明記することにより当該児童の存在が明確になる。</p> <p>P34 「一時保護エリアの面接室の用途等」に、「担当保護司・保護観察官との面接」を追記。保護観察中の児童が一時保護された場合でも、保護観察処分は継続することを周知させることにより、連携に齟齬が生じにくくなる。</p> <p>P43 「④高い専門性を有する民間団体との連携」を「民間団体等」とし、「大阪法務少年支援センター」との連携を検討する。大阪法務少年支援センター(大阪少年鑑別所)は、非行少年及びその保護者だけでなく、広く青少年の健全育成に携わっている、高い専門性を有する国の機関である。</p>	<p>P44 ③児童相談所の運営や具体的な業務手順等の検討に下線部を追記・修正します。</p> <p>本市の児童相談所の設置により、まるっとこどもセンターとの役割分担と連携手法、児童相談所の通告受理や相談受付後の具体的な対応手順、一時保護施設における子どもへの具体的な支援内容、<u>子どもの自立に向けた関係機関等と連携した支援</u>など、様々な児童相談所の業務について実際の動きを踏まえて検討し、職員が理解してとりくめるようにわかりやすく文書化していきます。</p>
16	<p>子育てするママ、パパを応援したい。子育て世帯が助けを求めやすいマッチングアプリのような環境を作ってほしい。</p>	<p>ご意見として承ります。</p>
17	<p>虐待や子どもの人権について、子ども・保護者・教職員が学べる機会を計画的に設けてほしい。</p>	<p>児童相談所の設置に向けて、今後、子ども自身を含む虐待防止のための広報啓発や通告受理後の対応や支援内容、子どもの自立に向けた関係機関等と連携した支援など、児童相談所の運営について</p>
18	<p>子ども自身が「これは虐待だ」と気づき、成人した虐待経験者(虐待サバイバー)に相談できる仕組みを作ってほしい。</p>	<p>子どもの自立に向けた関係機関等と連携した支援など、児童相談所の運営について検討する中で参考とさせていただきます</p>

19	成人した被虐待経験者が親元を離れて生活できるよう、自立支援金を支給してほしい。	す。
20	被虐待経験者がカウンセリングなどで自己負担した費用は、市が全額返金し、その費用を親に請求する仕組みを作してほしい。	
21	10歳から起業やお金の学びに触れられる機会を設け、虐待をする親から自立するための資金づくりを支援してほしい。	
22	被虐待児を緊急に保護した人が処罰されない「短期民間養護者制度」を整備してほしい。	
23	虐待相談窓口には、虐待を経験した元当事者を適切な待遇で積極的に採用してほしい。	
24	虐待をした親に対して、支援・教育・治療を行う専門施設を設置してほしい。	
25	旧中宮北小跡地に一時保護施設ではなく、きちんと生活が出来る大規模な児童福祉施設を作るべきである。長尾峠町に小規模施設を作っても定員が溢れることもわかっているだけでなく、交通の便があまりにも不便である。子どもたちの生活をしっかりと考えるなら、災害対応も出来ない長尾峠町よりも旧中宮北小跡地である街中で生活させてあげるべきである。	全国的に児童虐待相談対応件数が増加傾向にあることに加え、深刻な児童虐待事例も依然として発生している状況を踏まえ、本市では、令和5年9月に、子どもや保護者に緊急かつ、より専門的な対応を行えるよう、児童相談所を設置することを表明したところです。設置場所については、市の中心部に位置しており、交通の利便性や関係機関との連携がとりやすいなどのことから、旧中宮北小学校跡地を建設計画地としておりますのでご理解くださいますようお願いいたします。なお、子どもの生活の場となる児童福祉施設を含めた本市の社会的養育については、今後検討してまいります。
26	児童相談所は街中であって24時間対応してほしい。	児童相談所の設置場所については、市の中心部に位置しており、交通の利便性や関係機関との連携がとりやすいなどのことから、旧中宮北小学校跡地を建設計画地としております。また、本市が設置

		する児童相談所においては、24 時間 365 日、虐待通告や児童相談を受け対応する体制を構築します。
27	一時保護でなく、生活の場である大規模な受け入れ施設を建設すべきである。	ご意見として承ります。
28	障がいのある子たちが美容室に慣れてもらう為のスマイルカットの実施店で、ネグレクトや貧困によりカットになかなか来られない子たちの受け入れもできればもっと地域課題の解決に繋がり、カットすることによって、その子たちの自立や気持ちの変化につながる気がする。行政とソーシャルワーカーと美容室が連携し、行政で何か仕組み作りをしてもらえたら、スムーズに対応できていくと思う。	地域の子どもたちへの支援についてご検討いただきありがとうございます。 ご意見として承ります。
29	市ホームページで障がいのある方たちでも行きやすい美容室などを掲載してもらえたら、安心して近くの美容室などが見つかると思う。スマイルカットできる店舗のキャパも限られているので、他の美容室でも障がいのある方たちを受け入れできる店舗が増えてくれたらもっといい枚方市になるかと思う。	
30	施設について、何らかの形で一般市民に興味を持たれるような設備があれば身近に感じられるのではないかと思います。	地域の親子が立ち寄りやすく、かつ安全に利用できるような屋外遊び場スペースを整備する中で、身近に感じられるような設備となるよう検討してまいります。
31	DV 対応は児相と直接的な関係があるのでこれについても検討してほしい。子どもの保護施設とは別に親も一時的に一緒に保護できる部屋が必要。 DV 事案、虐待事案が発生した時、府と市の連携でスムーズな対応ができないことがあった。児相を市が運営することでこの点が改善されることは大変大きな意味がある	DV と児童虐待は密接に関係していることから、DV 被害者支援と連携した対応についても検討してまいります。

	と思う。	
32	施設設備について、最新で明るく開放的な、外で親子も触れ合いの外遊びができるよう、気軽な相談が出来る建築にしてほしい。利用しやすい明るい「枚方市なら子育てがしやすい」家庭児童相談所に大いに期待している。	児童相談所の施設整備とともに、子ども及び保護者支援や親子関係構築支援、職員育成、虐待防止の広報啓発を含めた運営面について、今後検討していく中で参考とさせていただきます。
33	一時保護や面会制限が親子を心理的に傷付け、命の危険さえあるため、必要最小限に留めできるだけ在宅支援にしていく事が望ましい。保護者に各分野での専門的アプローチ（カウンセラーなど）が継続できるようなサポート体制を期待する。	
34	一日も早く親子の構築に向けて、「この相談所が出来て救われた！」と思えるような誰もが相談しやすい居場所作り、内容の充実に向けた適材適所の人材育成をお願いしたい。	
35	何よりも虐待防止の啓発や講習を広め、社会全体の働きかけが大切であると思う。	
36	家庭児童相談所そのものが不透明な部分があり、保護者が直接知らされにくいいため、保護者の心配も絶えない。スピーディにスムーズに対応出来るシステム作りも対応してほしい。	